

臨時特別号 (424)

EXPOSE



証言の証言 (4.12以降)

中村幸安(明治大学工学部建築科助手)

事実経過 . . . 4月13日午後1時、私は工学部長の名をもつて、本校95番教室に集まるよう電報を受信した。午後5時に集つまるようにと。

午後5時半ごろから集まつた教職員(95番教室満員)に対し、3人の議長(春日井総長、小商学部長、水野就職課長)を代表して、春日井総長から簡単なあいさつがあり引続いて、中川学長から集会の主旨が述べられ、「14日の日の処置について集会の総意を参考にしたい。」;由の見解が述べられた。12日の事実経過として、松田学生部長が演説に昇り、すでに配布されていた「事実経過」確認書に関連する経過の説明が経過時間を軸になされ、若干の質疑応答があつた。その中で、鈴木教授から、「事実に相異なる点があるので若干の補足説明をする」といつて学生部長とほぼ同じ説明を、鈴木教授の経験を中心に展開された。本質的な事実の書きかえはなかつた。この両者の事実説明では、特徴的に二つのことが確認できる。両者とも、官憲が学生会館に乱入したことを目撃していないこと。併せ、本学の学生が官憲に対し暴力(投石、乱暴)を働いたか確証がないこと。したがつて、この二つのことからについて、報告に関する限りききとられた情報による事実の構築であることを認めねばならない。事実経過の説明後一~二の質問発言があつたが問題の核心にふれるものではなかつた。筆者は学長に対し;14日の具体的な問題に対する方針を検討する前に、二つのことからについて確認したい。と発言を求め発言を行つた。

第一点は、学生会との確約書は別としても、明治大学の名において、官憲の学生会館乱入に抗議したかどうか。これに対し、学長は、抗議文を読み上げた。

第二点は、質問者の発言の中に、学生にスト権があるか、抗議の主たる理由は何か、学生大会を開かないで学生会の一部の者がストを決定する権限があるか等の発言があつたが、今から八年十ヵ月前(1960.6.16)に、私は学生会中央執行委員会委員長として二、三名の執行委員と話し合ひ、校内閣議の抗議行動および学生、教職員の全明抗議集會を文書でもつて、小出学長に要請し、教員以下相当数の教授が合議の結果、学生会はストライキ、大学は抗議休講をもつて全明抗議集會を実現し、同じ問題に対し、学生、教職員が討論し、国会に向けて抗議デモを行つた事実を、現在どのように評価しているのか、学長の見解をききたい。と発言した。しかし、このことについては、具体的な返答は何等なく、代つて、ある職員から「あの時と、今日と状況が全く違ふ、あの時は、学生会の派閥もなく...」「合同抗議集會には原則的には賛成だが...」と発言があり、14日(月曜日)に向けての具体的な方針の討論に入つた。冒頭の発言は、ある教員で「大学の真諦とは、高次元な問題でありこんな問題で学生の要求に歩調を合せたような低次元な問題の立て方がおかしい。学生との確約書によるストなどホツテオイテいい。」という主旨のものであつた。したがつて、大学は何もしなくてもいい、というのである。私は、引き続き発言を求め、「ただ今の発言に全面的に反論する」と前置きし、「このような発言は、過去一貫、各大学で起つてきている大学紛争の本質を見ぬきえない観者的発想である。」;私は、具体的提案として、学生会との確約書々は別としても、学長命をもつて全学休講抗議集會を持ち、全明教職員、学生の合同抗議集會を提案する。と発言した。私の発言に対し、ある職員から、売名的発言であるなどの、これこそ低次元な発言もあつたが、私が記憶する限りでは、経営学部の森、商学部の山口孝、加藤孝太郎、法学部鈴木、政経学部加藤泰園の各氏、その他職員、教員の各一名は合同抗議集會に賛成の発言をされた。このことは重要である。しかし、商学部山口、味谷、法学部鈴木、政経学部加藤各氏と私および経営学部森氏との提案と異つていた点は、非常に大きな問題であつた。

よくよく、私は、抗議集會は、官憲の乱入に対し抗議し、不当に抗議する;ためのものとしていたのに対し、森助教授は同様の主張をしつつも、;学生の暴力についても抗議するといふことは、いらいトラブルが起る可能性があるため、今回は、官憲の乱入にしほつて抗議してはどうか。

か：と、するものであつた。それに対し、他に、全学集会を賛成された教授のうち、特に山口、鈴木、加藤、の各教授は；官憲の暴力に対しても抗議するとともに学生の暴力に対しても抗議すべきである；と主張された、私は、これらの発言者のうち、鈴木山口の両教授にしぼつて、；4月12日の官憲導入の時に、本学の学生が暴力を働いたことを確認しているか：と質した。この質問に対し、山口鈴木松田学生部長の各氏は、；本学の学生が暴力を働いたかどうか確認していないと答えられた。これらの回答のほかに、学長が言う不当逮捕の意味について質問があり、；何もしないで、学館内でサークル活動をやり、お茶を飲んでいたものまで逮捕するのが不当だ、；という意味であると説明があつた。これまでの話を十分尊重して14日の処置を決定する由の学長の話があつて全明教職員集会を開会した。抗議の対象に、一方は12日の具体的な官憲の不当逮捕をあげ他方に；過去一連の一部学生の暴力をあげるといふことが、12日の官憲の乱入に対する抗議集会になぜ必要なのだろうか。

教職員集会の総意。．．説明を要しないと思うが、全体で十数名の発言者が発言し、二人を残し他の人はみな、抗議集会(学生、教職員合同の)と、抗議休講に賛成したのが集会の総意であつた。しかし、現実にはこの重されるべき総意が、抗議休講と学生、教職員別々(教職員は暴議集会を行つているかどうか不名)の抗議集会を行う、という方針に変わってしまったのである。総意に反する決定がどこでなされたかを明らかにすべきである。

危険な方向。．． 少くとも、これまで、教職員が政治問題や学内問題で学生補導的に活動を行うさいは、学生部、学生課は別として特別手当が支給されて活動したことがない。しかし、今、明大教職組と当局の間で特別手当の額が検当されている。学長あらいは総長の名のもとに召集され、それが動議として取扱われる以上、政治的色合のこい問題についての教職員の個人的、主体的運動が不可能になるばかりでなく、労働としての対応をしなければならないことになる。きわめて重大な問題である。学生との関係で見ると、教職員は、機動隊に支給される出動手当をもらつて学生と対することになる。一体このような発想をとる背景に学内、研究の自由と、大学の自治を守ろうとする相互信頼の力があるか見いだすことができるだろうか。召集のかかる、かからないに、かわらず、教職員の一人一人が主体的に、しかも、積極的に学生との対話を求め、闘うという姿勢の中から今まさに、大学に対して全面的にかけられてきた権力の乱入を阻止する運動と、大学の再建のイデオロギイを深求しなければならないのである。私は個人的に、召集にも反対であるが、それ以上に、特別手当を支給することにも、また請求することにも反対であることを明言する。これを認めれば、本質的な討議もないまま、命令にしたがつて行進し、それは学生補導といつて手当のついた労働と化してしまうのである。永遠に、教職員は大学問題を中心に発展している現在の政治問題に対して、自白否定の機会をいつし、自からの手によつて大学を閉鎖せしめるようになってしまふのである。そのことを四、一三における教職員集会の総意と、現実の方針との食違ひに見ることが出来るのである。

証言を離れて。．． '70年安保に向けて、国家権力の手によつて、二つのことが歩調を合せて進められている。一つは、国民の養育レールギーの解消をねらつてしきりに原爆の寄港を認め、暴議行動との根くらべを行い、原爆寄港を日常化してきていること、二つには、70年安保の拠点とされる大学を社会的に裸にしてしまい、学生と教員の間に大きな襷を打込み、大学の自治なるものも存在しないことを、官憲の日常的学内導入によつて、現実のものとしつつある。これは、当然の計画的に、70年安保に向けての国民的規制の政治的抑圧を、象徴的にあらわしているものであり一部学生の行動が過激なやうな現象でもつて解明できるものではないし、そんな単純なものではない。

教職員に何が可能か。私は、東大、日大、京大をはじめとする大学紛争での全共斗学生の役割を高く評価している。他のどの集団よりも、大学問題を頂点とする政治問題の本質を問いつけてきたことに対し、残念ながら、事態が複雑化し困難になる段階で、目的の純化が進まず、ともすれば目的のアイマイさ露呈したことを認めない訳にはいかない。それは必然的に手段の硬直化をもたらしたと私は考える。したがって、全共斗の目的に全面的に賛成しつつも、行動についていけない者として、何ができるかと言えば、先斗的に闘う部分と常に接触し、その目的の純化と鮮明化をはかる作業をすることがある。目的はわかるが手段が云々という発言が、真の目的の妥当性を認めるものなら真の意味での大学改革、社会改革は可能となろう。残された問題はいかに学生と接触し、目的に対する手段の科学的関係を討議するか、ということだけであるはずだから。しかし、現実には、「心情三派」「目的迎合派」ということばは、己の何もやらないことの「正当化」の手段として使われているに過ぎないのである。学生と接し、真の意味での「手段の討議を、かつてよびかけたことがあつたらうか。

「4.14」も、その意味では、学生、教職員の接触が、何者かの手によつて意識的に回避されたのである。さあ学生諸君、学内問題、政治問題のいなんを問わず、改革への科学的な手段をかたぎ実践してゆこう、厳しい試練をさけ、犠牲を恐れて創造はできない。目を開けて現実を直視せよ

(4.21)